

木曾岬町健康増進計画・食育推進計画策定業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

木曾岬町民の健康増進を図るための「木曾岬町健康増進計画」と、健康と密接に関係する食育の推進を図るための「木曾岬町食育推進計画」を一体的にした「木曾岬町健康増進計画・食育推進計画」を策定するにあたり、その基礎資料とするためのニーズ調査を実施し、計画策定に必要となる資料の収集・作成・事業量の推計、目標量の設定、木曾岬町健康増進・食育推進会議等への参画及び運営支援などを行い、計画の策定をすることを目的とする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名称 : 木曾岬町健康増進計画・食育推進計画策定業務
- (2) 業務内容 : 別紙「木曾岬町健康増進計画・食育推進計画策定業務 仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 : 契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで
- (4) 委託限度額: 委託料の上限は、8,224,370 円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内とし、各年度の内訳は、次のとおりとする。  
(年度別内訳)  
令和 7 年度業務（基礎調査）4,605,260 円（税込み）  
令和 8 年度業務（計画策定）3,619,110 円（税込み）

## 3. 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 4. 参加資格要件

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）の提出時点で、町の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、愛知県、岐阜県、三重県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 本業務と同種の業務（健康増進計画または食育推進計画）を地方公共団体から直接受託し、かつ、過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に、その業務を完了した実績を有すること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない

こと。

- (5) 木曾岬町請負工事等指名(入札参加資格)停止措置要領(平成20年10月1日付け告示第65号)に基づく資格(指名)停止措置、又は木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年10月3日付け告示第67号)の入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

## 5. 提出書類及び提出期限

### (1) 参加申込

- ①提出期限：令和7年10月3日(金)午後5時【必着】
- ②提出方法：持参又は郵送(持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間。郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。)
- ③提出先：〒498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地  
木曾岬町役場 子ども・健康課

### ④提出書類

- ア) 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)・・・1部
- イ) 会社概要及び業務実績書(様式第2号)・・・1部
- ウ) イ)に記載した業務実績の契約書の写し・・・各1部
- エ) 企業・団体等の概要がわかるパンフレット等・・・1部
- オ) JISQ15001(プライバシーマーク取得)認定書(コピー可)・・・1部

### (2) 企画提案書等

- ①提出期限：令和7年10月10日(金)午後5時【必着】
- ②提出方法：5(1)②と同じ
- ③提出先：5(1)③と同じ
- ④提出書類
  - ア) 企画提案書(様式第4号)・・・1部
  - イ) 企画提案書添付資料(A4判・任意様式)・・・9部
    - ・用紙は、原則A4判片面20枚以内(表紙、目次も含む。)とする(ページ番号を付番すること。)
    - ・A3判の資料を挿入する場合は、片面とし、A4判2ページ分とカウントすること。(A4判サイズに折ること。)
    - ・文書を補完するための写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。
    - ・企画提案書添付資料(プレゼンテーション当日に使用する資料も含む。)には、会社名等を記載しないこと。
    - ・文章の文字サイズは、原則10ポイント以上、イラスト、イメージ図の注釈等

は 8 ポイント以上とすること。

- ウ) 業務実施体制調書 (様式第 5 号)・・・1 部
- エ) 配置予定技術者調書 (様式第 6 号)・・・1 部
- オ) 提案見積書 (様式第 7 号)・・・1 部
- カ) 積算内訳書 (A 4 判・任意様式)・・・1 部

・積算内訳書は、仕様書の業務内容ごとの積算内訳を明示するとともに、合計額(税込み)についても記載すること。

※注 1 企画提案書添付資料は、業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明する構成とし、実施体制及び業務スケジュールを記載すること。

※注 2 企画提案書添付資料は、クリップ止めとし、提出は、1 者につき 1 提案とする。提出後における企画提案書等の内容変更、差替え、又は再提出は、原則認めない。

## 6. 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合には、以下の要領で質問書を提出すること。

①提出期限：令和 7 年 9 月 24 日(水)午後 5 時【必着】

②提出方法

質問書(様式第 3 号)を電子メール又は F A X により、次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を子ども・健康課(担当：近藤)まで行うこと。

<宛先>

E-mail：kodomom@town.kisosaki.mie.jp

F A X：0567-40-9029 電 話：0567-68-6119

③回答方法

質問への回答は、令和 7 年 9 月 29 日(月)午後 4 時に木曾岬町ホームページに掲載することとする。ただし、質疑の内容によっては、回答できない場合がある。

なお、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。

## 7. 選定方法等

「木曾岬町健康増進計画・食育推進計画策定業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が提案内容について、次の評価基準に基づいて審査を行う。ただし、「提案見積書」の見積金額が、2（4）の委託限度額を超えている場合は、その提案は審査から除外する。

### 評価基準

評価項目		評価の視点	評価点
業務体制	① 執行体制・実績	○業務を適切に遂行する能力が見込まれるか。 ○業務に対する組織体制・人員配置は十分であるか。 ○配置予定者に十分な実務経験があるか。	10
企画提案力	② 業務実施方針 実施手法	○業務の実施方針は具体的に示されているか。 ○計画策定に係る業務の実施手法や業務のポイントが明確に提案されているか。	10
	③ 情報収集力	○社会情勢を踏まえ当該業務に関する法律や制度などの動向に関する情報提供ができる体制になっているか。 また、具体的な提供方法が示されているか。	10
	④ 実効性	○本町の特性や課題を整理・理解した実効性のある内容となっているか。	10
	⑤ 意見聴取	○町民の意見を反映させるためのワークショップ等意見徴収に関する提案は具体的かつ有用性があるか。	10
	⑥ 調査・分析力	○現状を把握するための調査・分析の手法について、適切な提案がなされているか。	10
	⑦ 発想力・企画力	○着眼点が良く、企画力の高い魅力的な提案であったか。	10
	⑧ 提案の実現性	○業務の進め方やスケジュールなど、実現性の高い適切な提案となっているか。	10
	⑨ 提案の独自性	○独自性のある提案となっているか。	10
	その他	⑩ コスト	○次の計算式により配点する。 ・満点(10点)×(見積金額のうち最低金額/自社の見積金額)※小数点以下切捨て
合計			100

※評価の視点を十分に理解したうえで作成し、評価項目に係る提案漏れのないよう留意すること。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

- ①提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。1者当たり時間は30分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）の予定である。日程等の詳細については書面で別途通知する。
- ②プレゼンテーション等は非公開とし、出席者は本業務に従事する予定の者4人以内とすること。
- ③プレゼンテーション等に求める内容は、企画提案書（様式第4号）及び企画提案書添付資料（任意様式）に関するものとする。

(2) 審査及び結果の通知

①審査方法

- ア) 選定委員会は、7の「選定方法等」における評価基準に基づき、提案者の企画提案書等の各項目について、委員ごとに採点を行い、総合点の最も高い者を受託候補者として選定する。
- イ) 総合点の最も高い者が2者以上いる場合は、評価基準「企画提案力」の合計得点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ウ) イ)の場合においても合計得点と同じ場合は、選定委員会の抽選により受託候補者を選定する。

②結果の通知

審査結果は、参加した全ての者に文書で通知する。ただし、審査に関する異議は、一切受け付けない。

(3) 一次審査の実施

5(2)の「企画提案書等」の提出者が5者を超える場合は、事務局による一次審査を実施する。一次審査は、評価基準に基づく書面審査のみとするため、企画提案書の作成にあたっては書面のみでも容易に理解できるよう工夫すること。一次審査の結果、得点の高い5者を選定し、以外の者はプレゼンテーションに参加することはできない。一次審査の結果については「プレゼンテーション等の実施通知」と同日に発送する。なお、一次審査に関する異議は、一切受け付けない。

## 8. 業務委託契約

- (1) 契約の締結は、第1位候補者と本町との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結することを原則とする。なお、当該契約にあたり、企画提案内容（見積書を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。
- (2) 第1位候補者と契約に至らなかった場合は、第2位候補者と協議を行う。

## 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 上記4に定める参加資格要件等を満たしていない場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) 本要領に定める手続き以外の方法により、選定委員会の選考委員又は本町関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (6) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

## 10. スケジュール

実施内容	期間又は期限
プロポーザル公告	令和7年9月12日（金）
質問書提出期限	令和7年9月24日（水）午後5時まで
回答書の閲覧開始	令和7年9月29日（月）午後4時から
公募型プロポーザル参加申込書提出期限	令和7年10月3日（金）午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和7年10月10日（金）午後5時まで
プレゼンテーション等の実施通知	令和7年10月15日（水）
プレゼンテーション等の開催	令和7年10月22日（水）
審査結果の発表及び通知	令和7年10月29日（水）

## 11. 実施要領等の配布

### (1) 配布資料

- ①木曾岬町健康増進計画・食育推進計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）
- ②木曾岬町健康増進計画・食育推進計画策定業務委託仕様書

### (2) 配布期間

令和7年9月12日（金）から令和7年10月22日（水）まで

### (3) 配布方法

木曾岬町ホームページからダウンロード

## 12. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案報酬は支払わない。
- (3) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 採択された企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）及び本事業の受託者から提出された資料については、木曾岬町情報公開条例に基づき開示することがある。
- (6) 提案にあたり、業務に関して知り得た情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (7) 本プロポーザルにおいて、提案者が1者のみである場合でも、選定委員会において審査・評価を実施する。ただし、7「選定方法等」における評価基準による評価点の合計が60点未満であった場合は、「7(2)①ア」に該当する受託候補者として扱わず、契約の締結は行わないものとする。